

(ジャーナル掲載 Q&A の修正)

Q2. 10%ルール適用で該当品を含む機械を輸出した後に該当品の部品が故障して輸出が必要になった場合の質問です。機械修理の為、該当品の部品交換を目的に輸出する場合、経済産業省への申請について何か特別な申請または承認が早まる事などあるのでしょうか。それとも申請自体不要でしょうか。

さらに該当品の部品は修理の都度輸出可能でしょうか。また、受注した仕様内容の中で予備品などを追加で輸出する時期が例えば一年ぐらい時期がズレてしまった場合でも 10%以下なら輸出は可能でしょうか。

以下の無償特例は適用できる考えでよろしいでしょうか。(今回機械の保障期間内の修理で無償対応)

○無償特例について<修理>

安全保障貿易管理 **Export Control* 許可が不要となる場合(貨物) (meti.go.jp)

<<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/sinsa-unyo/gaihihanntei-tejyun/>

apply1_1_kamotu.html>

- ・輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第二号ホ・ヘ
- ・無償告示
- ・輸出貿易管理令の運用について 4-1-2 (5)

(イ) 本特例は、輸出許可申請をした案件について適用されるのでしょうか。例えば、装置に組み込んで輸出(部分品特例を適用)した該当品部品の修理についても本特例は適用されるのでしょうか。

A2. 10% ルールの対象となる該当品を含む機械を輸出するとき、その機械は非該当の扱いですが、該当品の部品を単体で輸出する場合は通常該当品として許可が必要です。特殊な手続きは無く、通常通りの該当品輸出として許可申請してください。また修理の都度、その部品を輸出する際も、予備品として輸出する場合も、部品単体で輸出する場合はその都度許可が必要となります。

10% ルールは、該当部品を組み込んだ親貨物を輸出する際に非該当と扱ってよいという話しであり、組み込んでいる該当部品自体が非該当になるという話しではありませんので誤解の無いようにご注意ください。

また、無償告示は「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの(1 から 5 までの項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。)」に適用されるものとなっています。つまり、当初輸出した状態と同じ状態に修理して再輸出するというものです。従って、該当品を組み込んだ状態の機械を当初輸出したのであれば、それと同じ状態の機械を輸出するときに適用可能となるものであって、**機械に組み込んだ該当品に対してこの特例を適用しようとする場合は 当該機械を当初輸出した際にその該当品が組み込まれていたことを確認(製造番号が一致するなど)できない**

限りは適用できません。